

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第3号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年太田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、同条第3項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同条第4項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。